

○【林地開発許可申請】根拠法：森林法

1. 目的 森林の有する公益的機能を阻害しないよう開発行為の適正化を図るため
2. 許可権者 保安林以外の森林での一定規模を超える開発行為については、都道府県知事の許可が必要
3. 許可要件 災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全※の4つの要件を満たすことが必要
4. 対象行為 土石の採掘や林地以外への転用など、土地の形質の変更を行う行為

※

災害の防止・・・周辺地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと

水害の防止・・・下流域において水害を発生させるおそれがないこと

水の確保・・・周辺地域の水質・水量などに影響を与え、水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと

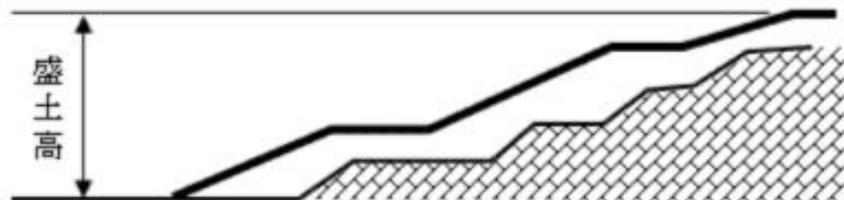
環境の保全・・・周辺地域において環境を著しく悪化させるおそれがないこと

林地開発許可制度について
令和4年1月 林野庁 より

○【高盛土委員会の設置が必要な場合】

林地開発許可申請において15メートルを超える高盛土をする場合

→公的専門研究機関による安定解析、意見書の添付が必要と定められている。



- (2) 15メートルを超える高盛土及び地形地質上滑動の危険性のある盛土部分には、公的専門研究機関等による地すべりに対する安定解析若しくは意見書が添付されており、かつ盛土後の安全率が1.2以上になるよう防止対策が講じられること。

林地開発許可審査の手引きより